



発行・
京都障害者
スポーツ
振興会

障害者スポーツを取り巻く現状

(障害者自立支援法の間で その3)

大宮 和子

ここ何年かの間に、障がい者に対する支援が目まぐるしく変わりました。支援費制度になり、それもハッキリ飲み込めない間に自立支援法が施行されました。本人達の意見は何も入れられず、またこの人達に関わっている施設の意見も入らず、自立支援法と言われても、この人達は自分の力だけでは生きていきません。自立支援法が施行されることとなり、親の立場で思った事は、今の生活よりもよくなる事だと信じていました。障がい者を自立させる・認めていくと思っていました。障がい者の前に出てきた時には考えもつかない変わり方で移行することが多く、どこを自立支援してもらっ

ているのか、障がい者はどう理解しているのか。戸惑っている人が多いと思います。グループホームから施設に通っている人も、施設利用の月単位計算から日割り計算に変わり、区分判定で分けられた費用だけが多く支払わなければいけなくなりました。親から自立してグループホームに入って生活し、休日には障がい者スポーツ行事等に行っていた人も、施設の日割り制度の関係で出勤する為、休日にスポーツを楽しむこともできず、ヘルパーさんも今までの利用では自己負担があり、休日に活動するため、また実家に帰らなければいけない現状を見ると、親亡き後

に、この人達の行く末はどのようなのでしょうか。一般の人は駅の近くのスポーツジム等利用できますが、費用・設備の面において、とても障がい者には利用できないのが現実です。「希望をなくし、気力もなくなつて家に帰ってきた子をどう親として後押ししてあげたらいいの」と相談された時に、私も京都府知的障害者相談員として本心に考えさせられました。制度は変わりますが、障がい者の生活を変えることはできません。こつこつ長い時間をかけて成長するのであつて、昨日今日とすぐに変わるものではありません。

スポーツに出かけても、この人達が参加することによつて、まわりの人のかかわり・きまりを守る・団体競技を行う・家を出て体育館に行く迄に親子の会話も成長していません。障がい者達は、同じ経験を何度も何度も続けなければ結果に結びつきません。結果と言つてもルールが変わるとか、上達したとかではなく、その場所での自分を出して参加する喜びを感じ、親が連れて行けるまで続けてあげたいのです。支援費制度でガイドヘルパーを利用してスポーツのつどい等に参加されていた人も、費用負担の関係で外出ができなくなりました。障がい者本人は自立支援法(地域格差もあります)で利用者負担が多くなり、外出できないなど知りません。「きつと言葉があれば聞くのでしょが」と言つておられるお母さんもあります。本心に親としてもこれだけ制度が変わると先の見通しがつきません。通所作業所に通っている人数を見ると、親亡き後この人達はどう生活するのでしょが。ケアホームを親は希望していませんが、地域福祉の時代と言われてはいますが、各市町村によつて支援の格差が広がっています。障がい者に幸福が訪れることは、この時代とても難しくなつてきました。京都障害者スポーツ振興会の障がい者スポーツのつどいははじめ各施設にはこれからも障害者にご協力下さい。

行事	8月	26(日) 第27回全京都障害者総合スポーツ大会 水泳大会	京都市障害者スポーツセンター	来月の つどいは 9 / 9 第2日曜日
		城陽障害者スポーツのつどい	サン・アビリティーズ城陽	
予定	9月	2(日) 第23回全京都車いす駅伝競走大会 第17回ミニ駅伝競走大会	丹波自然運動公園・周辺道路	
	詳しくは、京都障害者スポーツ振興会事務局まで(火曜日及び第3金曜日は定休日) 京都障害者スポーツ振興会ホームページ TEL/FAX075-712-7010 http://web.kyoto-inet.or.jp/people/spo-shin/ (7月8日に一部更新)			

丹波障害者スポーツのつどい

京都障害者スポーツ振興会

副会長

地域スポーツのつどい専門部

部長

水谷 裕

会場

京都府立丹波自然運動公園体育館

開催日

毎月第一火曜日(八月を除く)

午後一時三十分から

「丹波障害者スポーツのつどい」は、京都府立体育館で生まれ、育まれてきた「障害者スポーツのつどい」(当初は、「心身障害者スポーツのつどい」)が、市内から府内全域へと拡げていく構想を立てられていく中、北部地域の旧四市域(舞鶴市・宮津市・綾部市・福知山市)持ち回りの「つどい」と南部地域の城陽市(サン・アピリテイズ城陽)での「つどい」とともに、京都府立丹波自然運動公園に体育館が建設されると同時に計画され、昭和六十年の九月に第一回が実施されてから、今年七月で第二百三十四回を迎えることが出来ました。当初は、他地域の「つどい」と同様に毎月日曜日(第二)

に行っていました。日曜日はバスの本数が少ないなどの交通事情等もあり、現在は火曜日に変更されました。これも地域性のひとつと言えます。

行っている種目は、お馴染みの卓球バレー、ボッチャ、フライングディスク、グラウンドゴルフを軸において実施し、時折、必要に応じて別メニューを入れて行っています。以前は、種目も多く、もう少しハードなロースリングバレーボールやバドミントンなども行っていたのですが、作業所のメンバーが仕事の関係で参加できなくなりましたことや参加者の高齢化で種目を縮小し、動きの少ないものになっていきます。参加者の運動効果を考えると、もう少し運動量のあるものの方が良いのですが...

参加者数は、季節によって幅があります。収穫の時期や行事が重なった月は少なく、全京都障害者総合スポーツ大会の卓球バレーの部がある月などは、非常に多くなります。

正直なところ、残念なことに丹波地域における障害のある

人々のスポーツの日常化は、一部を除いてまだまだと言わざるを得ません。自分の健康や障害の状態を現状維持するためにも、自らの意思で参加すると同時に周りの人々にも声かけをしてスポーツをする楽しさなどを伝えて、仲間の輪を広げて欲しいものです。

少し話がそれますが、「地域スポーツのつどい」を担当するものとして、是非とも触れておきたいことがあります。「障害者スポーツのつどい」を地域に拡げ、障害のある人々のスポーツの日常化を、進めて行こうとする私たちに、振興会のボランティアや指導者の資質や取り組みに対する姿勢が問われる機会が多くなって来ていることは否めませんが、近年、大きな障害物が数年のスパンで押し寄せ、立ち足はだかります。それは、「指定管理者制度」という障害物です。

『指定管理者制度』というのは、先の小泉改革の副産物で、施設などの経営を入札によって獲得するというもので、結論から言うと「合理性」や「効率性」を求められ、参加者が少ないなど事業としての効率がない

悪いと止めてしまうということになりかねません。とりわけ、障害のある人々のことに理解のない事業所などが「指定管理者」としての権利を取れば、なおさらのこと、永年の取り組みにより得られた「障害者スポーツのつどい」の《場》も、瞬時に水の泡と消えかねないのが現状なのです。

そこで、府内の障害のある人々は言うに及ばず、家族の方、地域のボランティアの方などがこぞって参加していただけるようにご協力を呼びかけたい。多くの人々が参加することによって、地域の「つどい」が活性化するとともに、障害のある人々のスポーツの日常化を進め、《場》の確保も安定するのです。最後に、障害者スポーツのつどい」は、参加者みんなで作るものです。当初からの「つどい」の基本的な考え方を次に書き出しました。再度、思い出してみてください。

皆さんの参加を、スタッフ一同お待ちしております。
「つどい」の基本的な考え方
イ、定まった場所(会場)で行われること
ロ、定まった曜日、時間で行われ

ること
八、毎月もしくは、定期的に行われること

二、障害のある人、家族、友人等、誰でも参加できること

ホ、障害のある人々も自主的に個人として参加すること(送迎はしない)

へ、障害のある人々だけでなく、誰でもが、共に楽しむこと

ト、様々な種目を自らの意思で選んで行えること

チ、障害のある人びとも、参加者から「つどい」等のリーダーになること

第27回全京都障害者総合スポーツ大会

卓球バレーの部 成績

一般の部

- 1位 京田辺ウララ (京田辺市)
- 2位 桜ビクトリー(中京区)
- 3位 虹の会(右京区)

施設の部

- 1位 みぶつくし(中京区)
- 2位 山科ロビンス(山科区)
- 3位 京都太陽の家A (南区)

学校の部

- 1位 押忍!鳴滝(右京区)
- 2位 鳴滝ボンバイエ (右京区)
- 3位 西総合 (西京区)